

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(酒類の表示の保護に関する日本国とペルー共和国との間の書簡)

(訳文)

(ペルー側書簡)

【】は、環太平洋パートナーシップ協定の交渉の過程においてペルー共和国及び日本国の代表団によつて共有された次の了解を確認する光榮を有します。

ペルー共和国及び日本国は、二千十一年五月三十一日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第十一章（知的財産権）第一百七十七条（地理的表示）及び附属書十の規定に基づくそれぞれの権利及び義務を再確認する。

【】は、この書簡及び「」の返簡が、ペルー共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する栄光を有します。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(日本側書簡)

【】は、本日付けの「」の次の書簡を受領したことと確認する光榮を有します。

(△ルー側書簡)

【】は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光榮を有します。